

コンプライアンス規程

鹿児島市バレーボールスポーツ少年団連絡協議会

1. 目的

この規程は、鹿児島市バレーボールスポーツ少年団連絡協議会（以下当協議会）の役員及び協議会に登録している個人及び指導者と登録選手の保護者が、社会的規範や倫理に反する行為により、他からの疑惑や不信を招き批判を受けることがないように、鹿児島市内の小中学生バレーボールの健全な普及と発展のために、予め責務と禁止事項を示し注意を喚起することを目的とし制定する。

*公益財団法人日本バレーボール協会、日本小学生バレーボール連盟、鹿児島県小学生バレーボール連盟のコンプライアンス規程、鹿児島市スポーツ少年団倫理規程と処分基準（R5. 4. 21 改定）を参考とした内容とする。

*なお、スポーツ少年団登録者等についての処分規程は、公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程第5条第1項第4号に基づき別途あります。

2. 適用範囲

この規程の適用対象者は以下の者とする。

- 1) 協議会役員(会長、副会長、部長、理事、監事)
- 2) 協議会に登録している個人及び指導者と登録選手の保護者

3. 責務及び禁止事項

1) 行動規範

鹿児島市バレーボールスポーツ少年団連絡協議会関係者は、法令等を遵守し、競技規則を守り、常にスポーツパーソン、スポーツ関係者として品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の模範となるよう行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

2) 禁止事項

次に掲げる行為を禁止する。

- ①当協議会の規約や規程、通達事項を遵守せず、逸脱した行為を行うこと。
- ②体罰・暴力行為、セクシュアル・ハラスメントパワー・ハラスメント、個人的な差別、個人情報の漏洩等人権尊重の精神に反する行為を行うこと。
- ③個人の名誉を損ない、プライバシー配慮に欠けた行為を行うこと。
- ④新規登録及び選手の中途移籍に関し、所要の手続きを経ずして、勧誘、強要する行為を行うこと。
- ⑤フェアプレーの精神、スポーツパーソン精神に著しく反する行為を行うこと。

4. コンプライアンス委員会の構成

当協議会規約第16条に基づくコンプライアンス委員会の委員は次の7名とする。

副会長2名、外部学識経験者、監事代表、総務部長、競技部長、審判部長
委員長1名と副委員長3名は委員会互選により決定する。

5. 懲戒処分

3の2) 禁止事項を行った場合、別途定める懲戒処分基準に基づき処分する。ただし、行為の事実が当事者の故意とは言えない場合や、軽微の場合は注意又は警告にとどめる。

又、当協議会以外からの処分がなされた場合にも準じた処分を行う。

6. 事案の受理と調査の手続き

コンプライアンス委員会は、事案発生報告及び申し立ての受付日によって受理し、調査及び事実確認などのため、当事者へのヒアリング日程を調整し連絡通知する。当事者はヒアリングに応じなければならない。

7. 審議と処分について

- 1) 調査やヒアリングの結果、当事者の違反行為が明らかとなった場合は、コンプライアンス委員会で懲戒処分内容を決定し、当協議会理事会に報告し確認する。
- 2) 違反した時点及び処分を行う時点のいずれにおいても、当規程の適用対象者に対し、処分を行うことができる。
- 3) 前項の定めにかかわらず、違反した時点から1年間が経過していなければ、処分時点において登録者等の地位を有しないものに対しても処分を行うことができる。
- 4) 必要な案件については、市スポーツ振興協会少年団事務局にも報告し、市のスポーツ少年団登録者処分規程にもとづき処分されることとなる。

8. その他

詳細については必要に応じて別途定める

付則 この規定は令和4年4月9日に一部改訂同日施行とする。
この規程は令和6年4月13日に一部改定同日施行とする。

懲戒処分基準

レベル1	口頭による 嚴重注意	人格を否定するような発言・侮辱等（以下「暴言等」） 「しごき」や「おいこみ」、罰としての特訓など不適切な指導や活動（軽度・偶発的） 協議会規約や規程に反する行為（軽度）
レベル2	文書による 嚴重注意 反省文提出	暴言等の内容や程度が重い場合 「しごき」や「おいこみ」、罰としての特訓など不適切な指導や活動（悪質・頻回） 協議会規約や規程に反する行為（中程度）

以下、レベル3以上に該当の場合は、鹿児島市スポーツ振興協会少年団事務局に報告し、市のスポーツ少年団登録者処分規程にもとづき処分されることとなる。

当協議会では以下の対応を行う。

レベル3	一定期間（1年以内）の当協議会主催の大会へのベンチ入りの禁止。 一定期間のチーム大会出場停止。	暴力・体罰・暴言（傷害を負わない） *スポ少処分規程では、被害者が傷害を負わなかった場合でも活動停止6か月 協議会規約や規程に反する行為（故意・悪質） 逸脱行為をチームで隠蔽又は黙認し放置した場合
レベル4	一定期間（1年以上）の指導及びベンチ入りの禁止及び役職等の剥奪	暴力・体罰・暴言（1か月未満の傷害） 身体的接触を含むわいせつ行為等心身に有害な影響を及ぼす言動、性的言動（セクシャルハラスメント） 無視や正当な理由なく練習させない等立場を利用した嫌がらせ行為（パワーハラスメント）
レベル5	当協議会からの除名、登録停止	暴力・体罰（1か月以上の傷害、死亡など、刑事及び行政責任をとるような程度） レベル4の程度が悪質な場合

事案発生から処分までのフローチャート

